

岡山大学経済学部履修細則【昼間コース】

令和 7 年 1 月 2 8 日 経済学部教授会 改正

（趣旨）

第 1 条 この細則は、岡山大学経済学部規程（平成 16 年岡大経規程第 1 号）第 10 条及び第 26 条の規定に基づき、岡山大学経済学部（以下「本学部」という）昼間コースにおける授業科目の履修方法について、必要な事項を定めるものである。

（ユニット及びモジュール）

第 2 条 本学部昼間コースに、ユニット（分野別・特色別小科目群）及びモジュール（複数ユニットをまたがる系統別大科目群）を置く。

2 ユニット及びモジュールの授業科目等は別に定める。

（グローバル人材育成特別コース）

第 3 条 グローバル人材育成特別コースの履修を許可することがある。

2 グローバル人材育成特別コースに関し必要な事項は別に定める。

（専門教育科目の履修資格）

第 4 条 専門教育科目は、対象年次以上の学生が履修できる。

2 専門教育科目は、別に定めのない限り、同一名の授業科目を重複して履修することはできない。

（履修登録単位数の上限）

第 5 条 本学部昼間コースにおける履修登録単位数の上限は、年間 44 単位（集中講義科目は含めない）とする。ただし、交流協定等に基づく 3 ヶ月以上の留学後は、3 年次まで履修登録単位の上限を年間 60 単位とする。また、4 年次は履修登録単位数の上限は設けない。

2 卒業要件単位数に算入しない「高度学修指導」は履修登録単位数の上限には含まない。

3 卒業要件単位数に算入しない「教育職員免許状の取得に係る教職に関する科目」「職業指導に関する科目」の履修については、履修登録単位数の上限には含まない。

4 「グローバル人材育成特別コース」履修学生については、履修科目の履修登録単位数の上限を超えて登録することができる。

5 補習教育の授業科目は履修登録単位数の上限には含まない。

（卒業要件単位数）

第 6 条 本学部昼間コースの卒業要件単位数は、別表 1 に定めるところにより、全学共通科目を 11 単位、英語科目を 9 単位及び専門教育科目を 104 単位、合計で 124 単位とする。

（基礎研究）

第 7 条 基礎研究は、1 年次の第 3 学期・第 4 学期に履修できる。履修方法等は別に定める。

2 基礎研究の単位は 1 単位を必修とする。

（卒業研究）

第 8 条 卒業研究は、担当教員の選考を経て、3 年次及び 4 年次に履修できる。選考方法等は別に定める。

2 卒業研究の単位は各 2 単位で、8 単位を必修とする。履修の上限は、原則として 3 年次及び 4 年次に各 4 単位とする。

（卒業論文）

第 9 条 卒業論文は、担当教員の許可を得た上で、4 年次に履修できる。

（高度学修指導）

第 10 条 高度学修指導は、高度専門職業人や大学院進学等をを目指す学生が、指導を受けることを希望する教員による選考を経て履修できる。申請方法等は別に定める。

2 高度学修指導は、原則として 1 年次の第 3 学期から履修を開始する。ただし、2 年次の第 2 学期までであれば、途中からの履修を認めることがある。

3 高度学修指導の単位は各 1 単位で、各学期に 1 単位を履修できる。ただし、修得した単位を卒業要件単位に算入することはできない。

(履修登録)

- 第 11 条 履修登録は、原則として各学年の第 1 学期初め、及び第 3 学期初めの定められた期間に行わなければならない。
- 2 履修登録は、学務情報システムより W E B 入力で行う。
 - 3 基礎研究の履修手続きについては、別途掲示する。
 - 4 国際交流特別演習の履修手続きについては、別途掲示する。
 - 5 就業体験実習の履修手続きについては、別途掲示する。
 - 6 他学部開講科目（教職関係科目を含む）を履修しようとする学生は、当該科目が開講される学部の時間割等を自身で確認の上、履修登録を行う。
 - 7 授業時間の重複する授業科目を選択した場合には、そのいずれの科目についても無効とする。

附 則

- 1 この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、令和 6 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表第1 経済学部昼間コース卒業要件単位数

経済学部専門コース卒業要件単位数						卒業要件 単 位	
科 目 区 分 及 び 授 業 科 目					必修単位		
全学共通科目	課題探究	課題探究科目	知の探研	3 単位		1 1 単位 (＊ 1)	
	情報・数理データサイエンス	情報教育科目	情報処理入門1(情報機器の操作を含む)	1 単位			
			その他「情報教育科目」				
		数理データサイエンス科目	数理・データサイエンスの基礎	1 単位			
			その他「数理・データサイエンス科目」				
	健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学科目					
		スポーツ演習科目					
	市民性と異文化理解	実践知科目					
		芸術知科目					
		市民性教育科目					
言語文化科目		日本語(外国人留学生用)(＊ 2)					
英語科目	英語	必修英語	コミュニケーション英語(S&L)	2 単位		9 単位 (＊ 1)	
			コミュニケーション英語(R&W)	2 単位			
			アカデミック英語(プレゼンテーション)	2 単位			
			アカデミック英語(ライティング)	2 単位			
		選択英語	高年次英語	1 単位			
専門教育科目	全学交流科目	社会系交流科目		1 単位	1 単位 選択	4 単位	
		生命系交流科目		1 単位			
		自然系交流科目		1 単位			
	専門基礎科目	学部ガイダンス科目	修学の方法	1 単位		1 3 単位 (＊ 3)	
	専門科目	必修科目	Economics in English	2 単位		1 1 単位	
			基礎研究	1 単位			
			卒業研究	8 単位			
		自由選択科目	経済学部専門科目			7 6 単位 (＊ 5)	
			他学部専門科目(＊ 4)	2 0 単位まで卒業要件単位として認める			
卒業要件外		高度学修指導					
合 計					1 2 4 単位		

- ※1 補習教育の授業科目の単位、選択英語のSPAcE英語及びキャリアパス英語の単位は、卒業要件に算入することはできない。
- ※2 外国人留学生は、日本語系科目の1単位の履修をもって英語科目の1単位分に代えることができる。
- ※3 13単位を超えて修得した専門基礎科目は、経済学部専門科目の自由選択科目として卒業要件単位に算入することができる。
- ※4 法学部及びその他の学部の専門科目(全学交流科目を除く)を修得した場合は、専門科目の自由選択科目として、20単位まで卒業要件単位として認める。
教育職員免許状の取得に係る教職に関する科目及び職業指導に関する科目の修得単位は卒業要件単位に算入することはできない。
- ※5 外国人留学生が外国人留学生用の専門教育科目を修得した場合は、専門科目の自由選択科目とする。

岡山大学経済学部履修細則【夜間主コース】

令和7年1月28日 経済学部教授会 改正

（趣旨）

第1条 この細則は、岡山大学経済学部規程（平成16年岡大経規程第1号）第10条及び第26条の規定に基づき、岡山大学経済学部（以下「本学部」という）夜間主コースにおける授業科目の履修方法について、必要な事項を定めるものである。

（履修コース）

第2条 本学部夜間主コースに「総合学修コース」及び「実践力強化コース」の二つの履修コースを置く。

2 学生は、2年次初めから希望する履修コースに所属する。ただし、所属する履修コースは変更することができる。履修コースの希望や変更に関する手続き等は別に定める。

（グローバル人材育成特別コース）

第3条 グローバル人材育成特別コースの履修を許可することがある。

2 グローバル人材育成特別コースに関し必要な事項は別に定める。

（専門教育科目の履修資格）

第4条 専門教育科目は、対象年次以上の学生が履修できる。

2 専門教育科目は、別に定めのない限り、同一名の授業科目を重複して履修できない。また、昼間コースと夜間主コース間で重複履修不可に指定された授業科目を重複して履修できない。

（履修登録単位数の上限）

第5条 本学部夜間主コースにおける履修登録単位数の上限は、次の各号のとおりとする。

一 夜間の授業科目は無制限とする。

二 集中講義は無制限とする。

三 昼間の授業科目（集中講義を除く）は年間20単位までとする。

2 卒業要件単位数に算入しない「教育職員免許状の取得に係る教職に関する科目」「職業指導に関する科目」等と、卒業要件単位数に算入する「グローバル人材育成特別コース」の履修については、履修登録単位数の上限に含まない。

3 補習教育の授業科目は履修登録単位数の上限には含まない。

（卒業要件単位数）

第6条 本学部夜間主コースの卒業要件単位数は、次の各項が定める単位を含めて、合計124単位とする。

2 教養教育科目は、次の各号に従い、経済学部規程別表3「夜間主コースの教養教育科目」に定める単位を含めて、34単位以上を修得することとする。

一 人文・社会科学系科目、生命科学系科目、自然科学系科目は、この中から2学系を選択し、それぞれ2単位（合計4単位）を選択必修とする。

二 英語科目は、「英語（ネイティブ）」2単位を必修とする。また、「英語（オラコン）」「英語（作文・文法）」「英語（読解）」「英語（検定）」の中から2授業科目（4単位）を選択必修とする。

三 情報リテラシー系科目は2単位を必修とする。

四 全学ガイダンス科目は1単位必修、学部ガイダンス科目「修学の方法」は2単位必修とする。

五 補習教育の「初等〇〇」「基礎英語」等の修得単位は、卒業要件単位に算入できない。

3 専門教育科目は、次の各号に従い、下表に定める単位を含めて、90単位以上を修得することとする。

一 「教育職員免許状の取得に係る教職に関する科目」及び「職業指導に関する科目」の修得単位については、卒業要件単位に算入できない。

授 業 科 目		卒業要件単位数	
		総合学修コース	実践力強化コース
専門基礎科目	経済学部夜間主コースの専門基礎科目 経済学部が指定する経済学部昼間コースの専門基礎科目※	54単位 選択必修 (共通専門科目は6単位まで含めることができる)	10単位 選択必修
専門講義科目	経済学部夜間主コースの専門講義科目 経済学部が指定していない経済学部昼間コースの専門基礎科目 経済学部昼間コースの専門講義科目		54単位 選択必修 (共通専門科目は18単位まで含めることができる)
専門演習科目	経済学部夜間主コースの専門演習科目 (演習)(2単位まで)		
共通専門科目	法学部夜間主コースの共通専門科目		
卒業論文(4単位) テーマ学修(最大12単位) 選択必修単位数を超えて修得した専門基礎科目 選択必修単位数を超えて修得した専門講義科目 選択必修単位数を超えて修得した専門演習科目 選択必修単位数を超えて修得した共通専門科目(法) 昼間コースの卒業研究(8単位まで) 就業体験実習(2単位まで) 国際交流特別演習(4単位まで) 他学部の専門教育科目(昼間開講は20単位まで) 本学部が公示した放送大学との単位互換科目 (教養教育科目に含めるものと合わせて30単位まで)		36単位 自由選択	26単位 自由選択
合 計		90単位	90単位

※【経済学部が指定する経済学部昼間コースの専門基礎科目】

授業科目	単位
ミクロ経済学入門	2
マクロ経済学入門	2
統計学入門	2
経済・経営数学Ⅰ	2
経営学入門	2
会計学入門	2
現代日本経済史	2
東洋経済史	2

- 4 放送大学が提供する本学との単位互換科目を、合計30単位まで卒業要件単位に算入できる。そのうち、本学部が公示した授業科目は専門科目の自由選択科目とし、それ以外の授業科目は教養教育科目の自由選択科目とする。履修手続きや単位認定等の詳細は別に定める。
- 5 入学前あるいは入学後に国内外の他の大学・短期大学で修得した単位を、60単位を限度に本学部の授業科目(教養教育科目及び専門教育科目)の単位に読み替えて、卒業要件単位に算入することがある。

(昼間開講科目の卒業要件算入単位数)

第7条 昼間に開講される教養教育科目・本学部専門教育科目・他学部専門教育科目の卒業要件算入単位数については、次の各項に従い、下図に定めるとおりとする。

卒業要件単位数に算入できる昼間開講科目の単位		
合計 40 単位まで (※)		
昼間開講の 教養教育科目 10 単位まで	経済学部昼間コースの 専門教育科目 40 単位まで	他学部の 昼間開講専門教育科目 20 単位まで

2 卒業要件算入単位数は最終年次までの通算とする。なお、履修の結果、卒業要件算入単位数を超えて単位を修得した場合は、その超えた単位数は卒業要件単位に算入しない。

3 昼間に開講される教養教育科目のうち、ガイダンス科目、情報処理入門、英語、ドイツ語、フランス語、中国語の各科目は履修できない。

グローバル人材育成特別コースの学生は、これにかかわらず、昼間開講の英語科目を履修することができる。

5 経済学部昼間コースの基礎研究は履修できない。

(専門演習科目)

第 8 条 専門演習科目について、演習は 3 年次から 2 単位まで履修できる。

2 専門演習科目の単位は、総合学修コースでは経済学部夜間主コースの専門演習科目と経済学部の専門基礎科目と経済学部の専門科目と法学部の共通専門科目の修得単位と合わせて 5 4 単位以上、実践力強化コースでは経済学部夜間主コースの専門演習科目と経済学部の専門科目と法学部の共通専門科目の修得単位と合わせて 5 4 単位以上を修得しなければならない。

3 上記の単位を超えて修得した専門演習科目の単位は、専門科目の自由選択科目として、卒業要件単位に算入できる。

4 専門演習科目の履修者の上限は原則 1 0 名とする。履修者数が上限を超えた場合、前年度末での成績 (GPA) で選考を行う。

(テーマ学修)

第 9 条 テーマ学修は、担当教員の許可を得た上で、2 年次から履修できる。申請方法等は別に定める。

2 テーマ学修の単位は各 2 単位で、各学期に 2 単位を履修できる。総合学修コース、実践力強化コースともに専門科目の自由選択科目として、最大 1 2 単位を卒業要件単位に算入できる。

3 テーマ学修を履修する場合は、重複して昼間コースの卒業研究は履修できない。

(卒業論文)

第 10 条 卒業論文は、担当教員の許可を得た上で、4 年次に履修できる。申請方法等は別に定める。

2 卒業論文の単位は 4 単位とし、総合学修コース、実践力強化コースともに専門科目の自由選択科目として、卒業要件単位に算入できる。

(昼間コースの卒業研究)

第 11 条 昼間コースの卒業研究は、担当教員の許可を得た上で、3 年次から履修できる。申請方法等は別に定める。

2 昼間コースの卒業研究の単位は各 2 単位で、各学期に 2 単位を履修でき、最大 8 単位を専門科目の自由選択科目として卒業要件単位に算入できる。

3 昼間コースの卒業研究を履修する場合は、重複してテーマ学修は履修できない。

(履修登録)

第 12 条 履修登録は、原則として各学年の前期初め、及び後期初めの定められた期間に行わなければならない。

2 履修登録は、教養教育科目及び専門教育科目についてパソコンで学務情報システムより W E B 入力で行う。

3 国際交流特別演習の履修手続きについては、別途掲示する。

4 就業体験実習の履修手続きについては、別途掲示する。

5 他学部開講科目 (教職関係科目を含む) を履修しようとする学生は、当該科目が開講される学部の時間割等を自身で確認の上、履修登録を行う。

- 6 授業時間の重複する授業科目を選択した場合には、そのいずれの科目についても無効とする。

附 則

- 1 この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、令和 6 年度以前の入学者については、なお従前の例による。